

富士ソフト健康保険組合及び加入事業所が共同で実施する 健康診査事業の公表について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用—については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。

富士ソフト健康保険組合（以下「当組合」という）では、健康診査事業について、加入事業所と共同実施し、健診等データを共同利用することといたします。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称—について、次のように公表いたします。

1. 加入事業所との健診等データの共同利用について

当組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的・効果的であるため、加入事業所とともに健康診査事業を共同実施し、健診等データを共同利用することといたします。

2. 共同利用する健診等データ項目について

○身体計測

身長、体重、BMI、腹囲（40歳以上）

○診察

業務歴、既往歴<服薬歴、喫煙歴含む>、自覚症状、他覚症状

○血圧

収縮期、拡張期

○生化学検査

中性脂肪、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、GOT、GPT、 γ -GTP

○血糖検査

空腹時血糖、HbA1c

○尿検査

蛋白、糖

○血液学検査

血色素量、赤血球数

○生理学検査

心電図、胸部X線、視力、聴力検査

○上記のほか、医師の診断（判定）・意見、特定保健指導の対象者

3. 共同利用する者の範囲について

- ・加入事業所 健保担当部所長、健保事務担当者、産業医等医療従事者
- ・当組合 常務理事、事務長、保健事業担当者

4. 共同利用する者の利用目的について

- ・加入事業所においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。

また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、当組合とともに、健康の保持・増進に努めます。

具体的健診等データの利用は、加入事業所にデータ保存し、産業医の判定と指示にしたがって、保健師等による健康相談、保健指導を実施します。その他、特定保健指導においては面接場所として会議室を提供、対象者への参加の声かけ等を実施します。

- ・当組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、加入事業所とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

具体的健診等データの利用は、当組合にデータ保存し、メタボリックシンドロームの該当者及びその予備群を対象に、特定健診データを基に階層化し、特定保健指導を行います。

5. 健診等データの管理責任者名（もしくは名称）について

健診等データの管理責任者は、加入事業所健保担当部所長と当組合常務理事です。

以 上